令和9年4月1日から 下水道使用料を改定します

問合せ　下水道課管理担当　☎768-1111

改定の経緯

市の下水道使用料は平成27年度に一度改定した際、市民の皆様への影響を最大限考慮して一部を先送りすることで改定幅を大幅に抑えたものとしました。その上で次の改定について議論を進めていく予定でしたが、景気低迷やコロナ禍などによりそれが実施できないまま10年が経過し、市の下水道事業の経営は当時より更に厳しくなっています。下水道事業を安心・安全な事業として安定的に継続するために下水道使用料算定における基本水量を見直すとともに、基本使用料及び従量使用料の単価等を改定します。

改定の理由

埼玉県流域下水道維持管理負担金の改定

市は埼玉県の流域下水道に接続して県の処理場で汚水処理をしており、汚水量に応じた負担金を県に支払っています。令和7年度からその単価が40円/㎥から43円/㎥に改定され、年間約1500万円の負担増となっているため、下水道使用料収入で補う必要があります。

費用負担の適正化

公営企業である下水道事業は本来、独立採算でなければなりませんが、現状では不足分を法の基準を超えた一般会計からの繰入金で補塡しながら事業経営をしているため、早急に改善する必要があります。

使用料単価の適正化

市の下水道使用料の平均単価は110.8円/㎥（令和7年度）であり、国が最低ラインとして示している150円/㎥を大きく下回っているため、これを改善する必要があります。

施設の更新、維持管理のための資金確保

市の下水道施設は工事着手から間もなく50年が経過し、今後は本格的な更新工事が必要となります。また、施設の経年劣化とともに日常的な管理、点検、修繕についても、費用が増加していくことが見込まれます。

改定のポイント

- 事業が安定的に継続できるように使用料収入全体の底上げをして収支見込みを改善します。
- 社会情勢や利用者の生活スタイルの変化に左右されにくい使用料体系とする他、事業を安定的に継続するために必要な経費を使用料で賄えるように改善します。
- 基本水量を20㎥から10㎥とし、使用水量が少ない場合の負担の軽減を図るとともに、使用者間の公平性に配慮した使用料体系とします。

水量別使用料比較表（2か月当たり）

使用水量	使用料（消費税抜き）	
	改定前	改定後
10㎥まで	1600円	2000円
10㎥を超え20㎥まで		40円/㎥
20㎥を超え40㎥まで	100円/㎥	140円/㎥
40㎥を超え60㎥まで	115円/㎥	170円/㎥
60㎥を超え100㎥まで	130円/㎥	190円/㎥
100㎥を超え200㎥まで	145円/㎥	200円/㎥
200㎥を超え300㎥まで	160円/㎥	210円/㎥
300㎥を超え600㎥まで	175円/㎥	
600㎥を超え1000㎥まで	190円/㎥	
1000㎥を超える分	205円/㎥	

下水道使用料比較表（2か月当たり）

使用水量		10㎥	20㎥	30㎥	40㎥	50㎥	60㎥	500㎥	1000㎥
使用料（消費税抜き）	改定前	1600円	1600円	2600円	3600円	4750円	5900円	7万6600円	17万100円
	改定後	2000円	2400円	3800円	5200円	6900円	8600円	9万9200円	20万4200円
	差額	400円	800円	1200円	1600円	2150円	2700円	2万2600円	3万4100円

改定スケジュール

偶数月検針地区のかたは令和9年6月検針分から、奇数月検針地区のかたは令和9年7月検針分から新しい使用料が適用されます。

